

●再評価率のお話

先ほどもお話しましたが、現在の標準報酬は第1級(98,000円)から第30級(620,000円)まで。

でも、昭和29年の5月はこれが3,000円～18,000円。私が会社員となった昭和47年当時は、これが10,000円～134,000円。

今と比べると、えらい違いがありますよね？

この当時の額で年金額を計算した場合、平均標準報酬月額が低くなるため、現在の賃金水準などから再評価したうえで計算します。これを、再評価率といいます。

この再評価率、生年月日と被保険者期間1年毎で率が異なります。

まずは、当時の標準報酬月額×再評価率×12ヶ月で1年毎の報酬月額の合計額を出し、それを総合計して加入月数で除して平均標準報酬月額を算出します。

●西尾の解説

老齢厚生年金に限って云いますと

再評価率はあるものの、
受給開始年齢が遅くなること、年金のスライド率の導入等で
今まで年金を受給してきた人のほうが、これから受給する世代よりも、得だったような気がします。
が、だからといって、会社員の老後を考える時
今の20代、30代の方も、厚生年金保険制度を
基礎に生活設計をせざるを得ません。
厚生年金は要らない、とは、言い切れませんよね。

年金＋貯蓄。年金＋保険等の財形計画はとても大切です。

でも、まずその前に、
老後も働く、という選択肢も含めて、老後どう生きるかという
自分のライフプランを、イメージだけでも作ってはいかがでしょう。

お金のかからない生き方を探すのもひとつの手だと思います。

★トピックス～定時改定のお話～

今、ちょうどこの標準報酬月額の定時改定を届け出る時期にあります。標準報酬月額は、資格取得時にまず届出をし、途中で基本給の変更を含む月額に大きな変動があった場合(2等級約2万円ほど)で、その状態が4ヶ月継続した場合には、4ヶ月目から新たな保険料を徴収されます。

また、4月の昇給で基本給が上がり他の手当と合計した額が従来の標準報酬月額より上がった場合は、この定時改定で届出をして、新たな保険料が9月からの保険料として徴収されることになります。

~~~~~編集後記~~~~~

ついに7月。  
お祭り一色の占出山町です。

今年の祇園祭、宵山も巡行も晴れて欲しいと  
思います。  
ご見物の皆様も、祭りに携わる皆様も、  
雨ではとても大変ですものね。  
事務所の近くに、美味しいベビーカステラと串かつ  
の屋台が毎年出ることを、今年初めて知りました。  
今から、とても楽しみな西尾です。  
それもあって、切に晴天を願っております。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

* このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。 *

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>